

損傷等の届出と賠償責任

1. 利用者は、当センターの施設及び附帯設備・備品の原状回復に際し、き損・汚損・滅失があった場合は、直ちに当センターへ届出で、その指示に従ってください。
2. 利用者及びその催事従事者、出展者、来場者等に起因する施設等のき損・汚損・滅失は、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。但し、東京都知事がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の減額又は免除を行います。